

## 議第 193 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

スポーツ施設（呉市営プール及び呉市二河公園多目的グラウンド（呉市営プールに隣接する多目的広場（以下「多目的広場」といいます。））に限る。）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

スポーツ施設（全 36 施設）のうちの 2 施設を対象とするものです。

施設名	呉市スポーツ施設
設置目的	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市スポーツ施設条例

#### (1) 呉市営プール

施設所在地	呉市二河町地内
設置年月日	昭和 24 年 4 月 1 日（平成 28～30 年度改修工事，平成 31 年 2 月 28 日工事完了，平成 31 年 4 月 27 日供用開始）
施設規模等	敷地面積 17,795㎡（多目的広場の敷地を含む。） 主要施設 屋内温水プール：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造，地下 1 階地上 2 階建て ・メインプール：25m×22.3m（8 コース（水深 1.35m（4 コース），0.5～1.35m（4 コース，可動床で 4 段階水深調整））） ・健康づくりプール：20m×9m，水深 1.0m ・事務室，監視員室，放送室，医務室，更衣・シャワー室，観覧席（279 席），会議・談話室，トレーニング室等 屋外子どもプール：円形プール（470㎡），噴水プール（420㎡），幼児プール（210㎡），遊具（巨大バケツ，スライダー 2 台），日除け施設，仕掛噴水等 上記のほか，健康遊具，仕掛噴水，駐車場等
利用状況	利用者数 令和 3 年度 90,170 人 令和 4 年度 111,621 人 令和 5 年度 136,190 人

指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和5年度 <b>【呉市分】</b> 歳入 0千円 歳出 92,202千円 指定管理料 90,740千円 需用費（修繕料） 1,462千円 <b>【指定管理者分】</b> 収入 136,450千円 支出 129,699千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料2）を参照
指定管理実績	平成27年4月1日～令和2年3月31日 公益財団法人呉市体育振興財団 令和2年4月1日～令和7年3月31日 シンコースポーツ中国株式会社

(2) 多目的広場

施設所在地	呉市二河町地内
設置年月日	平成31年2月28日（平成31年4月27日供用開始）
施設規模等	主要施設 ロングパイル人工芝（1,056㎡）、フットサルコート1面、防球ネット、夜間照明、観覧席（約500席）等
利用状況	利用者数 令和3年度 8,322人 令和4年度 7,834人 令和5年度 8,493人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和5年度 <b>【呉市分】</b> 歳入 0千円 歳出 0千円 指定管理料 0千円 <b>【指定管理者分】</b> 収入 2,351千円 支出 73千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料3）を参照
指定管理実績	平成31年3月1日～令和2年3月31日 公益財団法人呉市体育振興財団 令和2年4月1日～令和7年3月31日 シンコースポーツ中国株式会社

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設、設備等の維持及び管理に関する業務
- (2) スポーツ振興事業に関する業務
- (3) 使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

#### 4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

#### 5 団体（候補者）の概要

団体名	シンコースポーツ中国株式会社
団体所在地	広島市東区東蟹屋町5番5号
代表者氏名	代表取締役 石崎 健太
設立年月日	平成28年4月1日
設立目的	事業概要に記載する事業を営むことを目的とする。
事業概要	(1) 指定管理者制度に基づく公の施設の運営，維持管理業務等 (2) 自治体が公募する施設運営管理業務，及び各種施設の総合管理業務等 (3) 各種法令等に基づく公共施設等の設置，運営，維持管理業務等（PFI，Park-PFIを含む。） (4) スポーツ・社会体育施設，及びそれに関連する複合施設等の運営，維持管理業務等 (5) 文化施設，学校施設，社会教育施設，及びそれらに関連する複合施設等の運営，維持管理業務等 (6) 社会福祉施設，及びそれに関連する複合施設等の運営，維持管理業務等 (7) レジャー・レクリエーション施設，公園ほか屋外基盤施設等の運営，維持管理業務等 (8) 運動指導，スポーツ教室，各種カルチャー教室等の企画，運営，管理等 (9) 福祉，介護，介護予防，及び介助に係る健康運動・医療衛生教室等の企画，運営，管理等 (10) スポーツ用品，運動健康機器，介護用品，食料品（健康食品を含む。），日用雑貨品，医薬品等の販売等 (11) 運動健康機器その他用品等のリース，レンタル業，及び保守点検業務等 (12) ビルメンテナンス業 (13) 建築物内外の清掃業務並びに公園等屋外施設の維持管理，運営業務等 (14) 建物設備（消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備）の保守・点検等 (15) 警備業（受付・電話交換業務を含む。），建物の保安管理及び駐車場の管理業務等 など
資本金	10,000千円
従業員数	330人
役員	代表取締役 石崎 健太 取締役 津花 師栄 横山 綱樹 監査役 玉置 修一
決算	令和5年度 売上高 886,400千円 営業利益 20,835千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	市民の誰もが平等に利用できるように運営を行っていく。また、健康増進活動の促進、専門性の高い人員の配置、適切な施設管理等の基本方針を定め、民間企業の効率性・ノウハウなど持てる力を最大限に活用した管理運営を行うことで、施設の設置目的の達成を目指す。
管理運営体制	<p>(1) 統括責任者、副責任者、各業務責任者を配置し、営業中はこれらの責任者のいずれかを必ず1名以上配置する。また、通常は統括責任者以下21名（屋外プール営業中は49名程度）がローテーションで勤務を行う。屋内プールには6名以上、屋外プールには12名以上を基本として配置し、繁忙期等には柔軟に配置数を調整することで適切かつ効率的な人員配置を行い、円滑に業務を実施する。</p> <p>(2) 職員は常勤・市内在住・経験者を適正に余裕をもって配置し、トラブル対処、緊急時には本部及び近隣施設からの応援も含め対応する。</p>
施設の維持管理	<p>(1) 施設を「市民の資産」と捉え、施設の「長寿命化」を図り、施設効用の最大限の発揮と、「安全、安心、快適」を将来にわたり確保し、施設性能の向上と維持管理に係るトータルコストの縮減を行う。</p> <p>(2) 保守点検計画を策定し、施設、設備の日常点検及び定期点検を行うとともに、周期的な消耗部品の交換・清掃により機能維持に努める。また、異常を発見した際は、直ちに応急処置と被害防止策を講じ、適切に記録し、呉市へ報告する。</p>
利用促進の取組	<p>(1) 法人向け割引制度の導入により、働く世代、子育て世代の利用促進につなげる。また、定期券制度を導入し、継続的な施設利用を促す。</p> <p>(2) 自社管理施設で使用しているシステムを導入し、利用料金支払のキャッシュレス化に対応する。</p> <p>(3) 利用者からの意見や要望の把握が、利用者の満足度向上につながると考えており、アンケートの実施、ご意見箱の設置等で利用者ニーズの収集・把握を行い、ミーティングを実施して管理運営方法の再検討や見直しを行う。</p>
自主事業その他サービス向上の取組	<p>(1) 「自主事業取組施策」を基に「年間自主事業計画」を策定し、この計画に従って水泳教室やトップアスリート等によるイベント、施設独自の水泳記録会、姿勢測定・体力測定会などを実施する。</p> <p>(2) 水泳教室の1教室当たりの年間実施回数を現在の40回から48回に増加させる。また、フィットネス教室も内容を見直し、現在の8教室から10教室に増加させる。</p>
経費削減の取組	<p>(1) 常勤・非常勤の雇用形態を最適化し、アルバイト等の短時間勤務者にも十分な教育を徹底することで、サービスの水準を維持しつつ繁忙期・閑散期に対応した雇用調整を行う。</p>

<p>(2) 職員が固定化された業務内容にとらわれることなく柔軟に従事する「マルチジョブシステム」を採用することにより、業務効率を高め、余分な管理コストを削減する。</p> <p>(3) エアコンの節電効果のあるフィルターシートや、プールのシャワーの節水装置を、指定管理者の持込みで設置し、光熱水費を削減する。</p>
---

## 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料4から6まで）のとおり

## 8 選定委員会による審査結果の概要

### (1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
株式会社東京アスレティッククラブ	東京都中野区中野2丁目14番16号	正村 宏人
シンコースポーツ中国株式会社	広島市東区東蟹屋町5番5号	石崎 健太

### (2) 審査基準

審査基準	判定
<p>ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の平等利用の確保</li> </ul>	適・否
<p>イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的との整合性</li> <li>・適正かつ確実に維持管理を行う内容（人員配置等）</li> </ul>	適・否
<p>ウ 事業計画書等の内容が、施設の利用促進が図られるものであり、かつ、具体性・現実性があること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進に係る具体的な取組</li> <li>・利用者の要望把握に係る具体的な取組</li> </ul>	4 0
<p>エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画と収支計画の整合性</li> <li>・管理経費の縮減に係る具体的な取組</li> </ul>	2 0
<p>オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p>	3 0

<b>【主な評価の視点】</b> ・ 経営状況 ・ 同種の施設の管理実績	
カ その他施設の設置目的又は性格等に対応した取組であること。 <b>【主な評価の視点】</b> ・ 市の施策との連携 ・ 地域住民への配慮	10
総合判定	100

(3) 審査結果

順位	1	2
応募者	シンコースポーツ中国株式会社	A
合計得点	88.3	83.8
<b>【内 訳】</b>		
審査基準ア	適	適
審査基準イ	適	適
審査基準ウ	34.3	33.0
審査基準エ	17.7	16.8
審査基準オ	26.7	25.7
審査基準カ	9.7	8.3
<b>【評価した点】</b>	・ インクルーシブスポーツイベントなど、障害の有無にかかわらず、多様な人が広く参加できる事業を計画している。 ・ 市との協議になるが、定期券制度の導入など、利用促進につながる提案をしている。 ・ 市の施策を反映した事業計画になっている。	

※得点は、各委員の平均点

(4) 選定委員会名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	東川 安雄	広島文化学園大学人間健康学部スポーツ健康福祉学科教授
副委員長	市川 一雄	呉市文化スポーツ部副部長
委 員	林 和夫	広島経済大学経営学部スポーツ経営学科教授
	澤 美苗	呉市スポーツ推進委員協議会副会長
	原 俊三郎	呉市社会教育委員
	松本 美幸	税理士

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行い、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者のうちシンコースポーツ中国株式会社が指定管理者として最も適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。